

第4・5回 臨時議会

5月10日・5月28日に臨時議会が開かれました。



情報通信基盤整備工事の様子

課税限度額の引き上げ

地方税法施行令の一部を改正する政令等が、平成19年4月1日から施行されたことに伴い、基礎課税額に係る課税限度額を53万から56万円に引き上げるもの。

この条例改正の専決処分を承認し、可決した。

建設工事の工期変更（工

情報通信事業工事の遅れ

情報通信基盤整備事業

防災無線で工事の遅れを知らせた。

連絡が取れないお宅は、個人宛てに意志確認の通知を出した。

答（小谷企画情報課長）

宅内工事の完了が見込めた時点で、いつから始めるか検討する必要がある。

保険税税率、税額を改正

国民健康保険税条例の一部を改正することを可決した。毎年5月に行われるこの改正は、医療費の増加が見込まれ、被保険者の

期の終期を3月26日から、7月31日に変更）についての専決処分を承認し、可決した。

所得額及び固定資産税の確定に伴い保険税の税率、税額を改正するもの。

この条例は4月1日から適用する。（資料添付）

問（秋田議員）
工期遅れの説明は住民になされたか。

また、契約した全家庭で大山チャンネルがいつ確実に見られるか。

問（近藤議員） 徴収対策室も設けて収納に努力をしていると思うが、昨年と比べ、国保税の徴収率96%が、今回、94%と2%低く算定してあるが。

答（野間税務課長）

18年度実績は、94%を切るような徴収率でしたので、実態に合わせた。

町有財産の取得

財団法人林野弘済会が事業をしていた大山眺海荘及び大山グリーンロッジの両施設を町有財産として取得するもの。

金額は税込み4,200万円。今後、大山地域の活性化がいつそう期待される。

■国民健康保険税の税率・税額および加入者一人当たりの負担額

医療分	平成18年度	平成19年度	比較
所得割	9.41%	8.89%	△0.52%
資産割	41.81%	38.01%	△3.80%
均等割（一人あたり）	28,900円	28,300円	△600円
平等割（一人あたり）	26,500円	25,030円	△1,470円
一人あたり負担額	65,980円	63,863円	△2,117円

介護分	平成18年度	平成19年度	比較
所得割	1.88%	2.16%	0.28%
資産割	12.38%	13.49%	1.11%
均等割（一人あたり）	10,290円	11,750円	1,460円
平等割（一人あたり）	6,200円	6,960円	760円
一人あたり負担額	23,354円	25,938円	2,584円

国民健康保険税は、上の4つの算定によって出た額を合計したものです。

・所得割：前年の所得に対しての税率
・均等割：被保険者1人あたりの税額

・資産割：固定資産税額に対しての税率
・平等割：加入世帯1世帯あたりの税額